

こうち動物愛護センター（仮称）基本構想検討委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資する施設としてこうち動物愛護センター（仮称）（以下、「動物愛護センター」という。）を整備するにあたり、基本構想等を検討するため、こうち動物愛護センター（仮称）基本構想検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（掌握事務）

第2条 委員会は、以下の事項について協議し、動物愛護センターに関して県及び高知市に対して、提言・助言を行う。

- （1）動物愛護センター設置に係る基本構想に関すること
- （2）動物の愛護及び管理に係る取組に関すること
- （3）その他動物の愛護及び管理に関すること

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、動物の愛護及び管理に関する知識・経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事及び高知市長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。

（委員会）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員が委員会の会議を欠席する場合には、委員長は当該委員が推薦する者の代理出席を認めることができる。

（意見の聴取等）

第6条 委員長は、協議内容に関して専門的な立場から助言を得るため、委員会に諮ったうえで適宜委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、高知県健康政策部食品・衛生課及び高知市保健所生活食品課が共同して行う。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成29年10月18日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行日以降最初に開かれる会議は、高知県健康政策部長が招集する。